

一般社団法人 ラフターヨガ・ネット会員規約

第1条(会員)

1. この規約で会員とは、一般社団法人 ラフターヨガ・ネット(以下当ネット)の掲げる設立の目的である、「ラフターヨガ・リーダー養成講座だけでは得られないスキルを習得する場、企業・団体・医療施設・地域コミュニティで活躍する場を提供する」こと、また、「社会の全ての人々にラフターヨガ(笑いヨガ)が身近なものとして受け入れられるように活動し、世界中の人々が明るく元気に楽しく笑える日々の実現に貢献するという」目的と取り組みに賛同し、本規約を承認の上、入会を申し込んだ法人及び個人のうち、当ネットが入会を認めた方をいいます。
2. 会員となるには、当ネット所定の申込書に登録内容を記載のうえ、当協会宛にFAX、郵送、または電子メールによる申込み受け付け後、理事会の審査承認を経て、下記に指定する銀行口座に年会費を振込むこととし、これをもって会員登録をさせていただきます。尚、入会申し込みを受理し、一定期間が経過しても下記に指定する口座に送金が確認されない場合は、入会申し込みの取り消しとさせていただきます。
3. お振込み口座
銀行：三菱東京UFJ銀行 中野駅前支店
名義：一般社団法人 ラフターヨガ・ネット 代表理事 杉浦彰
口座：普通 0063353

第2条(会員の種別)

1. 会員は法人会員と個人会員に区分します。
2. 法人会員は一般会員のみとなります。
3. 個人会員は、賛助会員、一般会員、無料会員(当社団メルマガ購読者)の3種に区分します。

第3条(入会金および年会費)

1. 会員は当協会に対し、当ネットが通知した期日に、別表1に定める所定の入会金、及び年会費を支払うものとします。
2. 会員年度は毎年4月より翌年3月までとし、年度の下半期(10月以降)に入会した場合、会費は半額とします。
3. 年会費は退会の届出がない限り、1年毎に自動更新されるものとします。

第4条(会員の資格の喪失)

1. 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 成年被後見人又は被保証人になったとき
 - (3) 個人会員については死亡又は失跡宣言を受けたとき

- (4) 法人会員については解散又は破産したとき
- (5) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき
- (6) 除名されたとき

第5条(退会)

1. 会員は当ネット宛に所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができます。
2. 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとします。

第6条(除名)

1. 会員が次の各号の一に該当するときは、当ネットは会員に通知の上、除名することができます。
 - (1) 当ネットの名誉を棄損し又は当ネットの目的に反する行為をしたとき
 - (2) 暴力団の構成員又は準構成員あるいは暴力団を背景とした企業活動を行い、その利益を暴力団に提供している企業またはその経営者であることが判明した場合
 - (3) 罰金以上の刑(執行猶予付き判決を含む)に処せられたことが判明し、理事会において当ネットの会員として相応しくないと判断された者
 - (4) その他正当な理由があるとき
2. 前項により除名が当ネットの理事会で議決されたときは、その会員に対し、通知するものとします。

第7条(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

1. 会員が第4条または5条の規定によりその資格を喪失したときは、当ネットに対する権利を失い、義務を免れます。ただし、会員がその資格を喪失しても、当ネットに既に納入した入会金、及び年会費等その他の拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととし、会員は未履行の義務は免れることはできないものとします。

第8条(特典)

1. 会員は法人会員・個人会員における会員種別により、当ネットが提供する特典を利用することができるものとします。
2. 会員は、当ネットが必要と認めた場合、その特典の提供を中止、又は内容を変更することがあることを予め承諾するものとします。

第9条(会費の使途)

- 第3条の会費及び入会金は、当ネットの設立の目的、取り組み、事業について使用するものとします。

第10条(届出事項の変更)

1. 会員は、当ネットに届け出た法人名及び氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等に変更が生じた場合は、遅滞なく当ネット所定の方法により届け出るものとします。

2. 前項の届出がないために当ネットからの通知、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の変更を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りでないものとします。

第11条(電話又はインターネット等による取引等)

1. 会員は当ネットが定める所定のサービス及び特典等の申込み、当ネットへの問い合わせ、前条に定める届出等を電話又はインターネット等によって行うことができるものとします。

第12条(管轄裁判所)

1. 本規約について紛争が生じた場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第13条(準拠法)

1. 会員と当ネットとの諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

(2012年3月31日改訂)

以上